

## 鹿児島市学校給食用物資納入業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市立学校給食センター及び桜島学校（以下「学校給食センター等」という。）で発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安心安全な提供を行うにあたり、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）に定めるもののほか、その他に定めのある場合を除き、品質の保持と安定的な供給を確保するため、給食用物資の納入業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「給食用物資」とは、学校給食に使用する食材の物資をいう。

(給食用物資の調達等)

第3条 給食用物資を納入する者は、納入業者として鹿児島市学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録されていなければならない。

2 納入業者は、登録者の中から選定する。

3 納入業者の選定及び給食用物資の調達方法等については、市長が別に定める。

(登録区分及び取扱物資)

第4条 登録区分の取扱給食用物資は、別表第1のとおりとする。

2 取扱物資登録は、複数の登録区分を選択することができるものとする。

(納入先区分)

第5条 給食用物資を納入する学校給食センター等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(登録の方法)

第6条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し、個人にあっては身分証明書の写し

(2) 事業所所在市町村の前年度納税証明書の写し（市税に滞納がないことの証明）

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可等を要する事業所については、食品営業許可証等の写し

(4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第2）

(5) その他、市長が必要と認める書類

2 登録の受付期間は、定時の受付期間と随時の受付期間を設けるものとする。

(1) 定時の受付期間は、市長が別に定める。

(2) 随時の受付期間は、4月1日から翌年3月31日（市役所の閉庁日を除く。）とする。

ただし、定時の受付期間に登録期間を設ける年度においては、定時の受付期間満了日から

翌年度4月までの間は、随時の受付を行わないものとする。

3 申請者は、別表第2の納入先区分に応じて次に示す受付場所に申請書等を提出するものとする。

(1) 鹿児島市立学校給食センターに納入しようとする者又は鹿児島市立学校給食センター及び桜島学校の両区分に納入しようとする者は、最寄りの学校給食センターへ提出するものとする。

(2) 桜島学校のみに入力しようとする者は、保健体育課に提出するものとする。

(登録できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 事業所所在市町村税を滞納している者

(5) 営業に関し、法律上の許認可を必要とする場合においては、これを得ていない者

(6) 鹿児島市学校給食用物資納入業者登録基準（以下「登録基準」という。）に適合しない者

(7) 前各号に掲げる者のほか、契約の相手方として不相当として市長が認める者

(登録名簿の登録及び時期)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により登録の申請があったときは、登録基準に基づき審査を行い、相当と認めるときは登録名簿に登録するものとする。なお、市長は、必要があると認めるときは、施設調査を行うことができる。

2 登録の時期は、定時の受付期間に申請のあった者については、翌年4月1日からとし、随時の受付により、既存の登録名簿に追加登録する者については、受付日の翌々月の1日からとする。

3 市長は、毎年登録業者と鹿児島市学校給食用物資供給契約書（様式第3）を交わすものとする。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 定時の受付期間に申請のあった者については、登録名簿に登載した日から3年間とし、以降、更新申請に基づき名簿登載するものとする。

(2) 随時の受付により、既存の登録名簿に追加登録する者は、当該登録名簿の有効期間の満了日までとする。

(登録業者の遵守事項)

第10条 登録業者は、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 食品衛生法に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の衛生に関する管理監督が行われていること。
- (3) 鹿児島市が随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じること。
- (4) 納入した給食用物資が著しく品質が劣ると認められる場合は、鹿児島市の求めにより迅速に交換対応等を行うこと。
- (5) 不測の事態においては、鹿児島市と協議の上、誠実かつ迅速に対応すること。

(登録の変更)

第11条 登録業者は、登録事項に変更が生じたとき、営業を廃止したとき若しくは休止したとき又は登録を廃止しようとするときは、鹿児島市学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（様式第4）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定に該当する場合
- (2) 登録に係る営業を廃止した場合
- (3) 登録の廃止を届け出た場合
- (4) 倒産又は破産した場合
- (5) 虚偽の申請又は届出をした場合
- (6) その他給食用物資の納入に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

2 市長は、登録業者が鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱の規定に該当した場合は、同要綱に準じた措置を行うことができる。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為に伴う経過措置)

2 この要領の規定による登録に関し必要な手続きその他の行為は、この要領の施行の前日においても、この要領の規定の例により行うことができる。

3 この要領の施行の前日に鹿児島市学校給食会が規定する「鹿児島市学校給食会給食用物資

調達要領」の規定による登録に関し必要な手続その他の行為は、この要領の規定により行われたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

登録区分		取扱物資
1	パン	パン
2	米飯	米飯
3	穀物類	米、小麦粉など
4	牛乳	飲用牛乳
5	食肉類	精肉（牛肉、豚肉、鶏肉）など
6	食肉製品	ベーコン、ウインナーなど
7	魚介類	魚（切り身、開き、角切り、筒切り等）、田作り煮干し、サケフレーク、えび、いか、たこ、冷凍魚介類など
8	魚肉練り製品	さつま揚げ、かまぼこなど（冷凍を除く。）
9	冷凍魚肉練り製品	冷凍（さつま揚げ、ちくわなど）
10	藻類	昆布、ひじき、わかめ、もずく、寒天など
11	卵類	殺菌液卵など
12	卵加工品	うずらの卵水煮、錦糸卵、いり卵など
13	乳・乳製品類	調理用牛乳類、チーズ類、ヨーグルト、生クリーム、バターなど
14	豆腐類	豆腐、焼き豆腐、生揚げ、油揚げなど
15	冷凍豆腐類	冷凍（豆腐、がんもどき、油揚げなど）
16	こんにやく類	こんにやく、しらたきなど
17	野菜・果実類	生鮮野菜・果実類（根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜、果実的野菜、果実類など）
18	有機野菜・果実類	有機の生鮮野菜・果実類
19	カット野菜	生鮮カット野菜
20	冷凍及び冷蔵野菜・果実類	冷凍（ブロッコリー、カリフラワー、いんげん、じゃがいも、さつまいも、さといも、ごぼう、ソテードオニオンなど）、冷蔵（レンコン、じゃがいも）、水煮竹の子など
21	乾燥野菜類・果実類	干し大根、パセリ、レーズン、バナナチップなど
22	生きのこ類	しめじ、まいたけ、えのきたけ、エリンギなど
23	乾燥きのこ類	干し椎茸、きくらげなど
24	豆類	凍り豆腐、水煮大豆、大豆ミート、ひよこ豆、豆乳など
25	もやし類	緑豆もやし、大豆もやしなど
26	種実類	カシューナッツ、ごま、アーモンドなど
27	麺類	冷凍（スパゲッティ、ペンネ、うどん、ちゃんぽんなど）、ビー

		フン、パスタ、マロニー、春雨など
28	スープ類	チキンガラスープ、中華スープなど
29	調味料	トマトピューレ、リンゴピューレ、ソース類（焼きそばソース、デミグラスソースなど）、ケチャップ、マヨネーズなど
30	醤油・味噌	醤油（濃口、薄口）、味噌（米味噌、麦味噌、赤味噌、茶請け味噌など）
31	酢	酢全般
32	澱粉、塩、砂糖	澱粉、塩、三温糖、上白糖、黒砂糖など
33	酒類	清酒、ワイン、本みりんなど
34	油類	菜種油、ごま油、米油、オリーブオイルなど
35	デザート類	デザート全般（冷凍フルーツも含む。）
36	冷凍食品・冷蔵食品	ハンバーグ、餃子、焼売、チジミ、オムレツなど（上記、登録区分以外の冷凍及び冷蔵食品）
37	その他食品	上記の登録区分以外の食品

別表第2（第5条関係）

納入先地区	納入先
(1) 中央・谷山学校給食センター	<b>【中央学校給食センター】</b> （受配校）大明丘小、坂元台小、武岡台小、広木小、西紫原小、向陽小、花野小、伊敷台小、東谷山小、吉野中、吉野東中、清水中、長田中、甲東中、城西中、武岡中、武中、甲南中、天保山中、鴨池中、南中、紫原中、伊敷中、伊敷台中、河頭中
	<b>【谷山学校給食センター】</b> （受配校）清和小、星峯東小、宮川小、皇徳寺小、西陵中、谷山北中、皇徳寺中、宮川幼稚園
(2) 吉田学校給食センター	（受配校）吉田小、本名小、宮小、本城小、牟礼岡小、吉田北中、吉田南中
(3) 郡山学校給食センター	（受配校）南方小、花尾小、郡山小、郡山中
(4) 松元学校給食センター	（受配校）松元小、東昌小、春山小、石谷小、松元中、松元幼稚園
(5) 喜入学校給食センター	（受配校）瀬々串小、中名小、喜入小、前之浜小、生見小、一倉小、喜入中
(6) 桜島学校	桜島学校